

秋の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和6年9月21日（土）～同月30日（月）

交通事故死ゼロを目指す日：令和6年9月30日（月）

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		
運動の重点及び実施事項			
重点	反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進	自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 飲酒運転の撲滅
運転者・歩行者は ※●印は特に運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時以降に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 ○ 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。 ○ 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。 ○ 高齢歩行者は、加齢に伴う、身体機能の変化を理解した安全な交通行動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夕暮れ時以降の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。 ● 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、暗い時間帯の運転を控えるなど安全運転を心掛けましょう。 ● 横断歩道に歩行者がいる時は、一時停止して歩行者を優先させましょう。 ● 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等に乗る際はヘルメットを着用しましょう。（※1） ● 自転車等は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。交通ルールを守り、歩道では必ず歩行者を優先しましょう。 ● 自転車保険に必ず加入しましょう。 ● 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※2） ● 特定小型原動機付自転車の正しい認識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ● 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。 ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。 ○ 横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。 ○ 横断歩道における歩行者の保護意識の向上に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯、夜間のハイビームの効果について、認識を深めましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 従業員に対して夕暮れ時以降における運転時の注意喚起をしましょう。 ○ 加齢による身体機能の変化を補うため時間帯等を考えて運転する補償運転を周知しましょう。 ○ 「ながら運転」の危険性について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 「ながら運転」の危険性について話し合いましょう。 ○ 従業員に対して、安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ アルコール検知器を活用しましょう。
実施機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法を周知するなど、着用を促進しましょう。 ○ 歩行者優先意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、通学路等における保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 自らの安全を守るための交通行動を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。 ○ 夕暮れ時以降における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車等の交通ルールの遵守とヘルメット着用等の促進を図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。
○ ホームページやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車

※2 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用